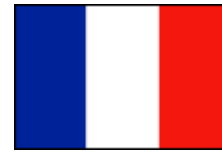


源泉所得税の改正のあらまし



日仏租税条約改正関係



平成 19 年 11 月

国 税 庁

- 国税庁ホームページでは税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- 源泉所得税の納付は電子納税で!!
国税電子申告・納税システム (e-Tax) ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、今般、日本政府とフランス共和国政府との間の租税条約（以下、「日仏租税条約」といいます。）の内容を部分的に改める「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約を改正する議定書」（以下「改正議定書」といいます。）が平成 19 年 12 月 1 日に発効し、源泉所得税については平成 20 年 1 月 1 日から適用が開始されることになりました。この改正議定書は、日仏間における投資交流の一層の促進を図るとの観点から、配当、利子、使用料などについて源泉地国における大幅な税の減免を認めるとともに、特典条項など租税回避防止のための規定を含んでおります。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) このパンフレットは、平成 19 年 11 月 26 日現在の法令等に基づいて作成しています。

1 改正議定書では、配当、利子、使用料など投資所得に対する源泉地国における課税が減免されました。

相手国の居住者が受領する配当、利子、使用料に対する源泉地国における限度税率が、次のとおり軽減・免除されました。

【配当】

		改正前		改正後	
配 当	親子会社間配当	適格居住者による直接持株割合 15%以上※	免税	直接持株割合 15%以上又は持株割合 25%以上(間接所有を含む)※	免税
		直接持株割合 15%以上※	5%	持株割合 10%以上(間接所有を含む)	5%
	上記以外の配当	15%		10%	

※ 上記の基準は配当の支払者が日本の居住者である場合であり、支払者がフランスの居住者である場合は、基準が異なります。

(1) 現行の日仏租税条約（以下、「現行条約」といいます。）においては、配当に対する源泉地国における

限度税率は、親子会社間配当については 5%（一定の要件を満たす適格居住者である法人が受益者である配当は免税）、親子会社間配当以外の配当については 15%とされています。

(2) 改正議定書による改正後の日仏租税条約（以下、「改正後の条約」といいます。）では、配当の源泉地国における限度税率は、親子会社間配当については、次の要件イを満たす場合は 5%、さらに、要件ロを満たす場合は源泉地国において免税とされ、親子会社間配当以外の配当については 10%とされました。

イ 配当を支払う法人の議決権のある株式の 10%以上（配当を支払う法人がフランスの居住者である場合には、その発行済株式の 10%以上）を直接又は間接に所有する法人が当該配当の受益者である場合

ロ 配当を支払う法人の議決権のある株式の 15%以上を直接に又は 25%以上を直接若しくは間接に（配当を支払う法人がフランスの居住者である場合には、その発行済株式の 15%以上を直接又は間接に）所有する法人が当該配当の受益者である場合

(注) いずれも当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする 6 箇月の期間継続して保有している場合に限ります。

【利子】

	改正前	改正後
利子	10% (政府、中央銀行等が受け取る利子は免税)	10% (左に加え、金融機関等が受け取る利子は免税)

(1) 現行条約では、利子に対する源泉地国における限度税率は 10%とされていますが、政府機関など一定の者が受益者とされる場合の利子については免税とされています。

(2) 改正後の条約においても源泉地国における限度税率は 10%とされましたが、源泉地国において免税とされる受益者の範囲が拡大されました。

利子が源泉地国において免税とされるのは、次の場合です。

イ 利子の受益者が、締約国の政府、地方公共団体、中央銀行又は締約国の政府が全面的に所有する一定の機関である場合

ロ 利子の受益者が、締約国の政府、地方公共団体、中央銀行又は締約国の政府が全面的に所有する一定の機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して利子を受領する場合

ハ 利子の受益者が、銀行、保険会社、証券会社又は資金仲介業務を営むものとして定められた定量基準を満たす企業である場合

(注) 「定量基準を満たす企業」とは、利子の支払が行われる課税年度の直前の 3 課税年度において、その負債の 50%を超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の 50%を超える部分がその企業の特殊関連企業以外の者に対する債権から成る企業をいいます。

ニ 利子の受益者が、信用供与による設備又は物品の販売の一環として生ずる債権に関し利子を受領する場合

(注) この場合、設備又は物品の売主は、利子の受益者と同一である必要はありませんが、少なくとも受益者と同一の締約国の居住者でなければなりません。また、信用の供与は、設備又は物品の販売の一環として行われる必要があります。したがって、設備又は物品の買主が、売買契約とは全く別個に借入れを行ってそれを売買代金の支払に充てた場合における借入金の利子は、免税の対象となる利子には含まれません。

【使用料】

	改正前	改正後
使用料	10%	免税

(1) 現行条約では、使用料に対する源泉地国における限度税率は 10%とされています。

(2) 改正後の条約では、使用料については源泉地国において一律免税とされました。

【適用手続等について】

その支払を受ける利子、配当、使用料について改正後の条約の適用を受ける場合には、平成 20 年 1 月 1 日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、租税条約に関する届出書(免税とされる場合は、特典条項に関する付表(添付書類を含みます。))を添付する必要があります。)を、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります。

2 一定の投資所得など源泉地国免税とされる所得につき、日仏租税条約の特典を受けるためには、条約の相手国の居住者は、その特典を定める各条項の要件を満たすとともに、いわゆる特典条項に定める一定の条件を満たさなければならないこととされました。

- (1) 現行条約では、受益者が相手国の居住者であれば、条約の特典(租税の減免等)を定める各条項の要件を満たすことにより、租税条約の特典を受けることができます。
- (2) 改正後の条約では、投資所得に対する源泉地国免税の範囲を拡大したことから、第三国居住者が形式的に相手国の居住者となることによる条約の特典の濫用が懸念されます。このため、事業所得、配当免税、利子免税、使用料、譲渡所得、その他の所得(以下「特典条項対象所得」といいます。)に関して条約の免税の特典の適用を受けるためには、受益者は相手国の居住者であるとともに、その者がいわゆる特典条項に定められた所定の条件を満たさなければならないこととされました。

特典条項の基本的な考え方は次のとおりです。

イ 条約の相手国の居住者である個人、適格政府機関、一定の公開法人及び一定の非公開法人等は、「適格者」として特典条項対象所得について特典を受けることができます(適格者基準)。

ロ 「適格者」に該当しない相手国の居住者である法人であっても、一定の条件を満たす場合(7以下の同等受益者がその法人の発行済株式又は議決権の75%以上を直接又は間接に所有する場合)には、特典条項対象所得について特典を受けることができます(派生的受益基準)。

(注)「同等受益者」とは、「適格者」及び次の要件を満たす第三国の居住者をいいます。

- ① 源泉地国とその第三国との間に租税条約が締結されており、かつ、その租税条約が実効的な情報交換に関する規定を有すること
- ② その租税条約の特典条項に基づき、適格者に該当すること(その租税条約に適格者基準がない場合は改正後の条約の適格者基準により判断します。)
- ③ その租税条約に規定される税率その他の要件が改正後の条約の税率その他の要件よりも制限的でないこと

ハ 「適格者」に該当しない相手国の居住者であっても、その相手国内で事業を行っており、特典条項対象所得がその事業に関連し又は付随して取得される場合(その居住者が他方の締約国において行う事業からその特典条項対象所得を取得する場合には、その事業とその居住者の居住地国における事業とが実質的に関連する場合に限ります。)には、特典条項対象所得について特典を受けることができます(能動的事業基準)。

ニ イからハのいずれにも該当しない相手国の居住者であっても、条約の特典を不正に享受することを主要な目的としてその相手国の居住者となったものでないと源泉地国の権限のある当局が認定した場合には、特典条項対象所得について特典を受けることができます(権限のある当局による認定)。

3 租税条約の両締約国において異なる課税の取扱いを受ける事業体を通じて、両締約国にまたがって所得が取得される場合の取扱いに関する規定が整備されました。

- (1) 一方の締約国の事業体が、所得の源泉地国である他方の締約国から所得を取得する場合において、その他方の締約国ではその事業体を納税義務者として取り扱うが、その事業体の居住地国においてはその事業体の構成員を納税義務者として取り扱うといったことが起こり得ます。この場合には、他方の締約国においてその事業体が納税義務者として課税されるにもかかわらず、その事業体の居住地国においては、その事業体は納税義務者とされないことから、その事業体は、租税条約上の居住者に該当せず条約の特典を受けられないこととなります。

(2) 改正後の条約においては、上記のように日本国とフランスにおいて異なる課税上の取扱いを受ける事業体を通じて所得が取得される場合には、その所得を取得する事業体の居住地国における課税上の取扱いを基にして、源泉地国における課税にも一定の範囲で租税条約の特典が適用されるよう、次のとおり条約の適用関係に関する規定が整備されました。

イ 源泉地国である一方の締約国から居住地国である他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体の居住地国においてその事業体の構成員が納税義務者とされる場合（構成員課税）には、源泉地国においてその事業体が納税義務者とされるとき（団体課税）であっても、その所得のうち、他方の締約国の居住者である事業体の構成員が取得する部分につき、条約の特典が適用されます。

ロ 源泉地国である一方の締約国から居住地国である他方の締約国の事業体を通じて所得が取得され、その事業体が居住地国において団体課税を受ける場合には、その事業体が源泉地国の法令に基づき構成員課税を受ける事業体であっても、その所得には条約の特典が適用されます。

ハ 源泉地国である一方の締約国からその国の事業体を通じて所得が取得され、その居住地国においてその事業体は構成員課税を受けるが、他方の締約国においてその事業体を団体課税の対象と認識するときは、その所得には条約の特典は適用されません。

4 改正議定書は、源泉所得税に関するものについては、平成 20 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものから適用されることとなりました。

改正議定書は、日本の源泉徴収に関するものについては、**平成 20 年 1 月 1 日以後支払を受けるべきものから適用**されます。したがって、支払期日があらかじめ定められているようなものについては、その支払期日が平成 20 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されることとなります。また、支払期日が定められていないものについては、実際に支払を行った日が平成 20 年 1 月 1 日以後であるものについて適用されます。

(注) 日本の源泉徴収がされない所得に対する租税に関しては、平成 20 年 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の所得から適用されます。

(参考)

このたび新たに改正後の条約に設けられた社会保険料条項（就労地国の居住者である相手国人が本国の社会保障制度（年金、医療保険等）に対して支払う強制保険料について、就労地国において相互に所得控除を認める措置）に関しては、平成 19 年 7 月 19 日付個人課税課情報第 7 号「条約相手国の社会保障制度の下で支払った保険料に関する租税条約実施特例法の改正について（情報）」を参照してください（国税庁ホームページに掲載しています。）。

なお、社会保険料条項は、平成 20 年分の所得税から適用されます。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務相談室又は税務署の源泉所得税担当におたずねください。



この社会あなたの税がいきている